

2022.12.21

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。  
最近のトピックスをお伝えいたします。

-----  
-----  
◆公定価格の遡及改定が示さる。特例補助金の▲0.9%対応部分は公定価格での減額調整◆

14日、内閣府HPにて8日に開かれた子ども・子育て会議の資料が公開されました。令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定に伴う対応については、公定価格を令和4年4月分に遡って改定することとされ、予算上の常勤保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費でみると、391万円(※1)から399万円に増額されます(※2)。

なお、4月から9月の間、令和3年人事院勧告に伴う公定価格の減額分(人件費▲0.9%)については、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金の「国家公務員給与改定対応部分」により補填されてきたこと考慮し、「国家公務員給与当該補助を受けた改定対応部分」の補助を受けた施設については、同額を令和5年3月の公定価格において減額する形で調整することが示されました。

このほか、すでに自治体や団体等からの頻回の啓発がなされているものと思われるが、「こどものバス送迎」「虐待・不適切な保育」関連の資料も掲載されております。

※1 391万円は、通知「令和4年度における私立保育所の運営に要する費用について」に掲載される保育士の全国平均の年額です。

※2 年間の増加額としては+8万円で、人勧分の増加率は2.1%となります。

子ども・子育て会議(第63回)資料

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate/k\\_63/index.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_63/index.html)

(事務局よりコメント)

今年度は大きな物価上昇等もあったことから、遡及改正単価において事業費も増額されるのか、はたまたそのまなのか注目されます。地方創生臨時交付金によりカバーされている部分はあるものの、国内における賃上げの動きや世界情勢に鑑みると、燃料費を除けば、一度上がった物価がすぐに下がるとは想像し難く、「こどもまんなか社会」を謳うのであれ

ば、交付金等による一時的な対応ではなく、恒久的な対応が望まれるところであり、令和4年度単価での対応が難しくとも、5年度の単価には反映してほしいものです。

施設・法人においても、ただ国や行政の対応に期待を寄せるだけでなく、可能な範囲での経費等の削減や業務の効率化など、次年度の予算編成に向けて検討しておくといでしょう。

安全・虐待などについては、すでにマニュアルの改訂・運用やチェック表の活用など、各園において対策の強化を図られていることと存じます。相次ぐ報道等を受け、社会的にも、また当然保護者からも、安全性の向上や子どもの人権擁護等に向けた取組が強く要請されるところとなっておりますので、定期的な園内研修等の研鑽機会の設定や実態に応じた改善活動、啓発などに意識的に取り組むことも検討されてはいかがでしょうか。また取組の内容をなんらかの形で保護者に伝えることも一つの安心材料となりえるかもしれません。

---

◆処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講歴の確認に向けた参考様式等が示される◆

12月7日に、事務連絡「処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講歴一覧の参考様式について」が発出され、研修受講歴の確認に向けた参考様式が示されました。また通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」も改正され、併せてFAQも更新されておりますので、詳細を下記リンクよりご参照ください。

今年度までは研修修了要件の適用が見送られてきましたが、副主任保育士・中核リーダー及び専門リーダー（処遇Ⅱの人数Aの対象者）は来年度から段階的に適用することとなり、令和5年度は1分野以上・15時間以上の研修を修了することが求められます。職務分野別リーダー及び若手リーダーについては、令和5年度までは研修修了要件を満たしていなくても大丈夫ですが、令和6年度からは要件を満たす必要があります。

これまでは無条件であったものが上記の内容に変わり、法人・園内でどの職員が研修要件を満たしているか確認したうえで、対象者への発令が必要となること、また処遇改善等加算の申請時に今回の参考様式に準じた内容の提出を求められることもあるかもしれません。施設の処遇改善計画の着実な実行や計画的に研修受講要件をクリアさせてゆくことなど、現在の仕組みよりも使いやすいようでしたら、今回示された参考様式なども活用してゆくとよいでしょう。

事務連絡「処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講歴一覧の参考様式について」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/103.pdf>

参考様式（Excel）

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/excel/103\\_youshiki.xlsx](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/excel/103_youshiki.xlsx)

通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」の一部  
改正について

(改正後全文)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r041207/kasan2\\_kaisei-youken.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r041207/kasan2_kaisei-youken.pdf)

(新旧対照表)

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r041207/kasan2\\_shinkyu.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r041207/kasan2_shinkyu.pdf)

技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関する FAQ（よくある質問）

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r041207/kasan2\\_ver6.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r041207/kasan2_ver6.pdf)

※主に教員免許の更新が廃止されることを踏まえた修正がなされています。

-----  
-----  
◆保育所における感染症対策ガイドライン（2018 改訂版）が一部見直される◆

「保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会」での検討を受け、このほど厚労省 HP にて最新のガイドラインが公表されました。

多くは新型コロナウイルス感染症に関するもので、自治体等の周知等により既知の情報がほとんどかと思われますので、それ以外で修正・追記されたものを下記に挙げます。

衛生管理に関する参考情報の追記

→・保育室における換気に関する記載の修正

・ HACCP に基づく衛生管理による食中毒対策に関する参考情報の追加

※学校や病院等の営業ではない集団給食施設も HACCP に沿った衛生管理を実施しなければなりません、1 回の提供食数が 20 食程度未満の施設は対応不要とされています。

感染症が発生した場合の連携に関する追記

→臨時休園に関する記載について、市区町村の責任の所在の明確化

など

詳細は下記リンク先をご参照ください。

保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)(2022(令和4)年10月一部改訂)  
全体版(令和4年10月31日現在)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001007669.pdf>

保育所における感染症対策ガイドライン(2018改訂版)一部見直し概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/001007670.pdf>

新旧対照表(令和4年10月一部改訂)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001007671.pdf>

|||||

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

保育所サポートデスク事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 050-3488-7866

|||||